

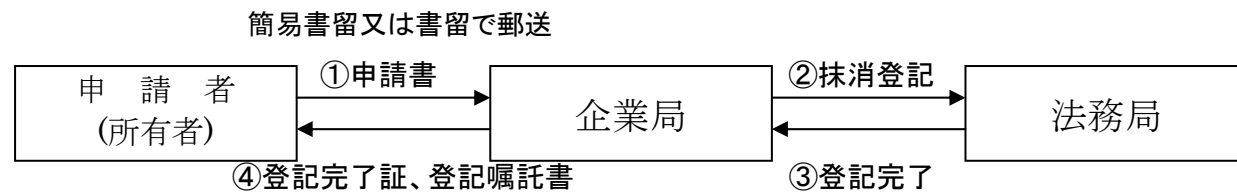
案内

買戻特約登記の抹消手続について(所有者ご本人が申請する場合)

静岡県企業局が分譲した住宅団地に付された買戻特約の有効期限(売買契約の日から6年)が経過し、買戻特約登記の抹消を希望される方は、下記の必要書類を書留又は簡易書留で送付してください。相続登記が未了の場合、相続登記を済ませてから申請してください。

抹消登記が終了し次第、登記完了証と登記済の登記嘱託書を送付します。

事務の流れ



- ① 必要書類等を揃えて申請する
- ② 提出された書類の内容を確認して、法務局に登記抹消の依頼をする
- ③ 法務局にて登記完了
- ④ 登記嘱託書を送付する

※手続には2～3週間程度かかります。

1 必要書類等

(1) 買戻特約登記抹消手続申請書

必要事項を記入、押印してください。

(2) 分譲土地の全部事項証明書(登記簿謄本)

(1)の申請日から3ヶ月以内に取得したもの(コピー可)。
インターネットで取得したものは不可

(3) 1,000円分(1筆につき)の収入印紙

買戻特約抹消登記手数料として法務局に提出するものです。
登記印紙は使用できません。

(5)の460円、404円切手と一緒に小袋に入れるか書類にクリップ留めをお願いします。
土地が2筆以上の場合は、筆数分の金額の収入印紙をお願いします。

(4) 404円分の切手を貼った返信用封筒(定型封筒)

手続終了後、登記完了証と登記済の登記嘱託証を簡易書留で返送しますので、封筒に返送先の郵便番号、住所(アパート等は、名称、部屋番号)、氏名を記入してください。

(5) 法務局への書類の往復郵送用切手

①460円分の切手 企業局→法務局 (定型外封筒100g以内、簡易書留)

②404円分の切手 法務局→企業局 (定型封筒25g以内、簡易書留)

※ ①と②は別発送ですので、合計して864円にしないでください。

(6) 戸籍、住民票、戸籍の付票等(原本)及び84円分の切手を貼った封筒(定型封筒)

権利者の現住所が、全部事項証明書(登記簿謄本)の住所と相違する場合に提出をお願いします。登記簿謄本の住所から現住所までの経緯が分かる戸籍、住民票、戸籍の付票等をご用意ください。

買戻特約登記抹消と同時に、権利者の住所変更の代理申請が可能です。法務局に提出する申請書等に所有者(権利者)の捺印が必要です。企業局で、ご提出いただいた住民票等を確認し作成した書類を所有者(申請者)へ送付します。買戻特約登記抹消とは別に1,000円(1筆につき)の登記手数料(法務局へ提出)が必要です。(1,000円分の収入印紙については、作成した書類の捺印後、企業局へ返送する際に同封をお願いします。また、「必要書類等(4)」の登記完了後の返送の郵便料金が10円不足する可能性がありますので、10円切手も同封してください。使用しなかった場合は、登記完了証等の返送時に同封してお返しします。)

(参考)住所変更登記は、事前に権利者ご本人が法務局へ申請することも可能です。法務局 web サイト (<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>) に申請様式や記載例なども掲載されていますので、参考にしてください。ご自分で住所変更登記をされた場合は、必要書類等の(2)分譲土地の全部事項証明書(登記簿謄本)は、住所変更後のものを送付してください。

※ 参考

手続にあたり、およそ下記の費用がかかります。

法務局全部事項証明書発行手数料	1,000円
(登記簿謄本を取得するときに法務局に支払う費用)	
収入印紙	1,000円(1筆につき)
切手(460+404+404)	1,268円
郵送料(申請者→企業局)	460円 ※1
	<hr/>
	3,728円

(※1 定形外封筒100g以内を簡易書留で発送した場合)

2 送付先(問い合わせ先)

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県企業局地域整備課
電話 054(221)2174 FAX 054(251)5381